

株券電子化と相続税

Q : 株券の電子化が来年を目途に実施されますが、株券の電子化を失念していた株券は、相続のときどのように扱われますか？

A : 相続税の対象となります。

【解説】

株券の電子化は、来年1月を目途に実施され、タンス株で、かつ、本人名義でない株券については、一定期間を過ぎると、最悪の場合、株主の権利をなくす可能性もあるといわれています。

そんな株券はありませんでしょうか。一度見直ししてみてください。

ところで、被相続人が株券の電子化を知らず、タンス株を保有していた場合の相続税の取扱いですが、電子化していないというだけですので、当然、相続税の対象となります。

したがって、相続税の申告期限(相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヶ月以内)までに、その存在がわかったときは、申告期限までに申告書を提出しなければなりませんし、申告書の提出をした後にその株の存在がわかったときは、修正申告を行わなければなりません。ただし、当初申告が期限内に行われている場合は、法定申告期限から3年が更正期限(時効)となっていますので、これ以後に見つかった場合は、提出の義務はなくなります。

なお、更正期限内にタンス株が発見されたにもかかわらず、修正申告しなかった場合など課税逃れをしようとした場合には、更正期限が7年となっていますので注意して下さい。

